

令和4年第11回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年11月25日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時20分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	1名	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香 経済観光課主査：吉田 拓二							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	欠
	5	町田 雅文	欠	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第11回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名中12名の出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、11番 野村委員、1番 松原委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第38号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第38号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。 申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 受人は〇〇地内にお住まいで、主に梨や露地野菜の栽培をしております。農業用機械はスピードスプレヤーを2台、トラクター、軽トラックを1台ずつ所有しており、家族3人で農作業をしているとの</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>		<p>ことでした。 農地を手放したいと考えていた渡人と、経営規模の拡大を希望する受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。 説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	藤牧委員	<p>特にございませぬ。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。 第38号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第38号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。 第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 本案件は、本年5月の総会で審議し、「異議なし」と回答しました農振除外案件になります。</p>	

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>佐藤委員</p> <p>議 長</p>	<p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書 7 ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書 10 ページの位置図、11 ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地は、旧神川東部土地改良区による県営畑地帯総合農地整備事業の実施区域内になります。申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが、違反等は確認できませんでした。</p> <p>申請地の周辺には住宅等が点在しておりますが、整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第 1 種農地と判断いたしました。第 1 種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は既存の敷地を拡張して従業員用駐車場を整備するものであるため、農地法施行規則第 35 条第 5 号に定められる例外規定に該当するものと思われま。</p> <p>譲受人は〇〇町に本社を構え、申請地に隣接する事業所で主に屋根材に関する加工・販売を行っている法人です。これまでは付近のコンビニエンスストア経営者の厚意により敷地の一部を従業員用の駐車場として暫定利用しておりましたが、コンビニ経営者より明け渡しの要望を受けていることから、申請地を従業員用の駐車場として整備する計画での申請となります。詳しくは 12 ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、駐車場整備に要する資金については自己資金での対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号 1 番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にございません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号 1 番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	木村委員	<p>教えていただきたいのですが、土地改良の区域内なので転用決済金が必要だと思いますが、どの段階で精算されるのでしょうか。また、給水栓についてはどのように指導しているのでしょうか。</p>
	事務局	<p>転用決済金は許可後に清算していただくことになります。給水栓については、通常転用の工事にあわせて撤去していただくようになるとと思いますが、先日の現地調査の際には申請地に給水栓が見当たりませんでした。</p>
	木村委員	<p>通常給水栓は転用前に撤去することは無いと思いますが、そのような場合給水栓はどのような指導をしていますか。返還ですか。</p>
	事務局	<p>申し訳ありませんが、詳しいことは把握しておりませんので、土地改良の担当に確認してお答えさせていただきますので後日回答でよろしいでしょうか。</p>
	木村委員	<p>転用決済金を事前に処理しないのは不許可の可能性はあるからかと思いますが、これが支払われない場合、土地改良区は転用に同意できないと思うのですが、支払われないときは許可の取消をするのでしょうか。</p>
	事務局	<p>添付されている土地改良区の意見書を見ますと、転用決済金並びに維持管理費は転用時点で清算することと条件が付けられています。転用許可は知事処分ですので取り消しには至らないと思いますが、決済金等については土地改良区で請求を行っていくものと思います。</p>
	木村委員	<p>質問の趣旨がそういうことでなくて、決済金を支払わなくても転用の事業が進んでしまいますよね。当然請求はしていくのですが、支払わなくても転用できてしまうことを心配しているのです。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	すみません。土地改良区の担当とよく調整させていただきます。
	坂本委員	<p>これについては私も以前質問したことがありまして、現に家が建っていて、敷地に給水栓が残っているものをどうするのかと伺いまして、土地改良区に伝えていただいたことがありましたが、その後の土地改良の対応は聞いていませんが今も状況は変わっていません。</p> <p>木村委員のお話の関係ですが、確かに不許可になることも考えられるので神川町では許可後に清算となっていますが、市町村によっては先に撤去・清算しないと認めないというところもあると聞いています。決済金の関係も兎玉幹線は取り立てが厳しいと聞いていますが神川の土地改良区はそうでもないようで、意見をしても回答が来ないので、必ず結果を報告してください。</p> <p>あと、移設についても確認をお願いします。</p>
	議 長	<p>では、土地改良区に確認して報告してください。ほかにご質問はありますか。</p> <p>この件に関しては採決に移ってよろしいですか。</p> <p>それでは採決に移ります。</p> <p>第39号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第39号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。なお、質問の件については後日報告とさせていただきます。</p> <p>続けます。事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書7ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書13ページの位置図、14ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが保全管理はされており、違反等は確</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>認できませんでした。</p> <p>申請地は〇〇から300m圏内にあることから農地区分は第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則許可とされております。</p> <p>譲受人は町内のアパートに家族で暮らしておりますが、子どもの成長により手狭であることから、小学校や中学校にも通いやすい申請地を購入し、自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは15ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は借入金で対応とし、住宅ローン貸出審査書が添付されております。説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	藤牧委員	<p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第39号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第39号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続きまして、申請番号3番と4番は砂利採取に係る案件ですので、一括審議といたします。</p> <p>なお、9番 藤牧委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。</p> <p>〔藤牧委員退室〕</p>
	議 長	<p>それでは、事務局は説明をお願いします</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号3番4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	松原委員	<p>砂利はどの程度の深さで採取するのか、基本的なことですが教えていただけますか。</p>
	事務局	<p>保安距離を取り傾斜をつけて掘りまして、最大15メートルまで掘ります。</p>
	松原委員	<p>その確認というのはしているのですか。業者任せでしょうか。</p>
	事務局	<p>町では確認しておりませんが、熊谷に北部環境管理事務所という県の機関がありまして、そちらが定期的に巡回していると聞いております。</p>
	坂本委員	<p>砂利採取の基準を示した資料があったと思いますが、委員も改選で変わっていますし基準も変わっているかもしれませんので、資料があったら戴くことはできますか。</p>
	事務局	<p>承知しました。</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第39号議案3番4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第39号議案3番4番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。 審議が終了しましたので、藤牧委員の退席を解きます。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第40号議案 神川町農業振興地域整備 計画の変更について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>〔藤牧委員入室〕</p> <p>第39号議案3番4番については、許可相当とすることで結審しましたので報告します。</p> <p>続きまして、日程第4に移ります。</p> <p>第40号議案 神川町農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、別冊計画変更に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p> <p>お手元の「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会説明資料」をご覧ください。</p> <p>土地の所在、申請者の氏名等につきましては、1ページの1番に記載のとおりです。</p> <p>申請地につきましては5ページ・6ページをご覧ください。〇〇から200mほど北西に位置する農地です。</p> <p>計画者の〇〇さん夫婦は、現在〇〇市のアパートに暮らしていますが、今年2人目の子供が産まれたことをきっかけに住宅を建てたいと考えたとのこと。今後の子育て等を考えたとき、妻の両親の住む神川町に家を建てて暮らしたいと家族に相談したところ、今回の申請地を勧められ選定に至りました。</p> <p>申請地は祖父の〇〇様の所有地でしたが〇月に亡くなっており、今後は計画者である〇〇さんの父親の〇〇様に相続される予定です。</p> <p>今回の案件は非農家の分家住宅の建築ということですので、農振上の用途要件を満たしております。</p> <p>こちらは旧神川東部土地改良区で昭和62年度に面的工事を実施した区域内にございます。</p> <p>また、申出者や父親が所有する他の土地につきましても確認したところ、転用可能な白地や宅地等は所有しておりませんでした。</p> <p>本案件は二階建ての分家住宅を建設する計画となっております。計画にあたり、隣接地所有者及び耕作者の同意を得ております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項	議長	地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	松本委員	6ページの案内図で、申請地のすぐ北側が〇〇さんのご両親の家になります。細かい話ですがお伝えしておきます。
	議長	それでは質疑に入りたいと思います。 第40号議案について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	坂本委員	所有者が亡くなって親が相続するようですが、直接孫が相続することはできないのですか。そうすれば使用貸借ではなくて所有権を取得できますが。 〔親が生きているから相続できないのではないか。の声あり。〕
	事務局	遺産分割協議がされておまして、法定相続人で協議した結果、申請地は〇〇様が相続するということが決まっているようです。
	議長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第40号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第40号議案については異議なしと回答いたします。
	議長	以上で全ての議案審査が終了しましたので、協議・報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

会議事項	発言者	顛末
閉 会	事務局 議 長	<ul style="list-style-type: none">・ 2 a 未満の農地を農業用施設に供する届出について（大字下阿久原地内） 〔 省 略 〕 <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。</p>